

527 漫録（磯谷幸次郎・司法試験受験者のために）

〔『法学新報』第29巻1(326)号 大正8年1月1日〕

○司法試験受験者のために

法学士 磯谷幸次郎

判検事弁護士試験の受験者は年を追ふて其数を増加して居る今より五年前の大正二年度の試験には判検事試験出願者が二百九十五名、弁護士試験出願者が八百十七名合計一千百十二名であったが本年の出願者は判検事の方が三百五十一名弁護士の方が千四百三十五名合計千七百八十七名と云ふ驚くべき増加を示して居る尤も其出願者の内には種種なる事故の為めに終に筆記試験を受けずに了つた者が可なり沢山あるが其れでも差引き千五百五十二名の多数が筆記試験を受けたのである而て合格者は従

來の例に依ると百名内外より百三四十名位であるから結局十分の一にも当らぬ少数であるので無事に筆記及口述試験を通過して及第の月桂冠を獲るのは中々容易なる事ではないので受験者の苦辛は實に察するに余りあることであるが受験者の中には往往試験の意義を誤解し又は注意を怠りたるが為め失敗を招く者の少なからざるは誠に遺憾千万である依て余は茲に受験者の為めに心得となるべき事項の三四を記して其注意を求める所思ふ

一、先づ第一に注意したきことは受験者は受験科目の總てに付き好成績を挙ぐることを勉めなければならぬことである多くの受験者の中には筆記試験は唯民法商法刑法の三科目に就て其成績を調査して及落を定むるものと信じて居る人が少くないようだが此れは大なる誤解である各科目採点の方法又は順序に付ては試験規則に何等の規定が無いのであるから試験委員に於て相当なる取極を為すの外はないが孰れにしても民法刑法商法等の主要科目が落第点を取るようでは縱令其他の科目に於て成績佳良なるも之を以て司法試験の合格者と為すことの出来ぬことは言を俟たぬことである例へば各科目の満点を百点として民法刑法商法が二十点や三十点では如何に憲法や國際公法が満点なればとて之を以て判検事や弁護士試験の及第者と為すことの出来ぬことは云ふ迄も無いことである併し民法商法刑法の三大科目さへ及第せば他の科目はどうでも良いものと思ふならば其れは甚しき誤解である縱令右三法の点数が裕に及第点に達するも其他の科目の成績不良にして点数少しきときは結局最終に至り総

平均点数不足となりて不合格たるを免かれぬのである之に反して民法商法刑法の成績余り佳良ならず辛ぶじて及第点を得たる者でも其他の科目の成績優秀なるが為めに總平均点数に於て優等なる成績を以て合格する者のあるは当然である殊に民刑訴訟法の点数不足なるが為め折角民法商法刑法の三科目で相当の点数を得たる者が終に不合格者の列に入る者の少なからざるは誠に遺憾である彼の往往失敗者が合格者の為したる民法商法又は刑法の答案の比較的劣等なるに反し自己の答案の優良なるに却て不合格者と為りたるを怪む者あるは畢竟如上の事情を詳にせぬからである民法商法刑法は勿論民刑訴訟法は固より大切な科目ではあるが其他の科目を何か景物的の科目のように心得其研究を疎略にするは大なる誤解と云はねばならぬ故に余は受験科目たる九個の科目に付きては受験者は充分なる研究を為さんことを切に希望するのである

二、筆記試験は受験者が各科目に付き相当なる学力を有するや否やを審査するもので固より答案の文章や辞句の巧拙を判別するを主旨とするものでは無けれども余りに文章が乱雜で誤字や脱字多く一読其意味を解することの出来ぬ答案はどうしても其れだけ不利益を蒙ることは免かれぬ数と云はねばならぬ殊に法律上の術語までも其文字を誤るなどは沙汰の限りである本年の答案中にも当事者と書くべきを當時者と記し中心を中心、雇傭を顧慮、極力主張を局力主張、損害賠償を損害賠償、斟酌を深酌と記載する等滑稽的誤謬少なからざるのみならず甚しきは不腹申立、速時抗告等の文字を見るに至りては其人の学力如何

を疑はざるを得ざることとなり数年前まで実施したる予備試験

の必要を思ひ出さねばならぬ場合が少なからぬのである敢て美文妙句を求むるのでは無いが以上の如き著しき誤字を避け文章は平易簡明を主とし且成るべく階書にて記載し試験官に於て一読之を了解することを得るよう勉むることが必要である

三、口述試験に於て最も注意すべきは冷静沈著の態度を取ることである先づ試験委員の問はんとする趣旨の何たるやを充分に了解し沈思黙考徐に答弁せねばならぬ而て受験者が右と答へたる場合に試験者が左に非ずやと反問するは畢竟右と答へたる受験者が真実其確信を有するや否やを確かめんが爲めに仮に左の學説を提供して其答弁を求むるものにして試験官が受験者と反対の見解を持つものと速断すべきに非ざるは勿論なり然るに試験官が左と云へば直に前説を取消して左となり又右と云へば忽ち又右となるが如きは頗る不見識なるのみならず偶々以て其學力の薄弱なることを示すものである殊に一意試験官の意に迎合せんことを勉むるが如きは人格上頗る賤むべきことである尤も

一旦言ひ出したることは仮令其非を悟りても執拗に之を固持せ

んと試むるが如きは固より好ましきことでは無い自己の説の誤りなることを悟つたならば速に之を改むべきで何等遠慮するに及ばぬことであるが何等深く考ふる所なく試験官の顔色を見て絶へず其説を変ずるが如きは極めて忌むべきことである要するに口述試験を受くるに付ては氣海丹田に力を入れ冷静沈著の態度を取ることが必要である又口述試験にては法文を見るることは更に差支は無いから必要なる時は勝手に机上に備へある六法全

書を見ることを妨げぬのである

四、終に臨み一言したきは受験者は聊かたりとも試験官の同情を乞ふべく一切の運動を爲してはならぬことである試験中試験官の私邸を訪問するは勿論書簡を試験委員に送りて自己の究状を訴ふるが如きは何等の効益なきのみならず却て人格の劣等なるを表白し試験官の感情を害すること實に多大である由來考試の方法は頗る厳格にして口述試験にては受験者の何人なるやは固より之を知ることを得れども筆記試験に於ては巧妙にして且複雑なる番号方法を用ひあるを以て試験官に於て答案作成者の何人なるやは絶対に之を知ることは不可能である又口述試験に付ても多数の委員干与することゆへ偏頗なる所置を爲すの余地なきことは是れ亦言を俟たぬことで此点に付ては受験者は試験委員に対し絶対の信用を置くべきである然るに往往受験者が試験委員に対し哀を乞ふが如き行動を爲す者あるは實に沙汰の限りで之が爲めに受験者に不利益の結果を来すことあるの一事は宜く受験者の肝に銘すべきことである

以上は余の実験上より受験者の注意すべき事項の重なるものを掲げたるものなるが固より試験なるものは何種の試験たるを問はず運不運の伴ふものあるは實に免かれざるの数にして相応の学力を有する者でも偶々不得意の問題に逢ひたるが爲め或は失敗することあるべく又左程の学力なく漸くにして筆記試験を通過したる者が偶々前夜復習したる問題が口述試験に出でたるため思はざる好成績を以て及第することあるべく是等は到底人力の左右すること能はざる所にして独り試験に限らず吾人が世に

処する上に於ても運不運が其人の栄枯盛衰に重大なる関係を有することは何人も否定する能はざる所で古来六運四腕とか七運三腕とか称するもの必ずしも他人の榮達を嫉む失敗者の迷言として斥くべきものもあるまいと思ふ左れども好運と非運とは全く天命なり吾人人力の得て左右すべき所に非ず吾人は唯人力を尽して徐に天命の到るを待つべきのみ余は不幸司法試験に失敗したる人が其蹉躡に屈することなく愈々益々勇氣を鼓舞して努力奮闘其ベストを尽し以て終局の勝利を獲得せんことを切に希望して已まぬのである